

りんりん保育園 屋敷町 重要事項説明書

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人遊星会
事業者の所在地	大阪府大阪市西区京町堀2-5-14
事業者の連絡先	06-6449-7778
代表者氏名	理事長 南條 猛

(2) 保育所の概要

種別	保育所							
名称	りんりん保育園 屋敷町							
所在地	西宮市屋敷町2番6号							
連絡先	(電話番号) 0798-35-7779 (FAX番号) 0798-35-7775							
園長氏名	平山 吉子							
開園年月日	令和4年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	合計	8人	10人	12人	16人	17人	17人	80人
当園の基本理念・方針	<p>【保育理念】</p> <p>園児一人ひとりの生命力を信じ、「豊かな心を育む」ことを理念として、安全で安心できる環境の中で・幼児・児童が健やかに成長できる保育園を目指します。</p> <p>○遊び・生活・社会での経験や子ども・家庭を取り巻く環境が、子どもの「豊かな心」を育みます。</p> <p>○自然と調和して遊び、学び、たくましい心と体を養います。</p> <p>○季節の移り変わりや食文化、伝統行事や遊びなど身近なことから、「文化に親しむ心」を育みます。</p> <p>○子どもも家庭も職員も、一人ひとり安心して過ごすことができる穏やかな環境を作ります。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体面積	547.00㎡
	園庭面積	259.54㎡
園舎	構造・延床面積	鉄骨構造3階建・661.92㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児室
ほふく室	1室	1歳児室
保育室	4室	2歳児～5歳児室
沐浴室	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
医務室	1室	
事務室	1室	
会議室	1室	
便所	3か所	(大9器、小9器、乳児用1か所)
職員用便所	4か所	(大4器、小0器)

(5) 職員体制 (令和7年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	人	
主任保育士	1人	1人	人	
保育士	15人	13人	2人	
栄養士	1人	1人	人	外部委託(株式会社マルワ)
調理員	2人	人	2人	外部委託(株式会社マルワ)
嘱託医(小児科)	1人	—	人	
嘱託医(耳鼻科)	1人	—	人	
嘱託医(眼科)	1人	—	人	
嘱託歯科医	1人	—	人	

(6) 保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：午後6時30分～午後7時30分 土曜日 午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時30分 土曜日 午後4時30分～午後7時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時30分
	土曜日	午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 台風接近等に伴う対応について

○通常的气象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）

- ・通常的气象警報であれば開園することとしますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。
すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受入れとします。
- ・職員が出勤できないなど、必要数の職員が確保できず、保育をする上で、安全が担保できないなどの状況の場合、やむを得ず、休園する場合があります。
- ・また、「特別警報」等が発令された場合、通常的气象警報とは異なる対応となります。

○「特別警報」が発令された場合

<午前7時現在>

- ・気象庁より「特別警報」が発令された場合は「休園」とします。
- ・西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急

安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※臨時休園後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮のうえ再開の判断を行います。再開を行う場合は、さくら days 又は、ホームページでお知らせします。

<午前7時以降>

- ・「特別警報」や、「高齢者等避難」(警戒レベル3)、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ・避難所へ避難している場合は、さくら days 又は、ホームページにてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。

○ 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

【補足】

避難情報(警戒レベル)については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

(8) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)
------------------	------------------------------

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

品名	対象年齢	価格 (税込)	内訳
体操服・用品代 (随時)	0歳	2,090円	カラー帽子 1,240円、連絡帳 210円、けんこうのきろく 340円、おしらせ袋 300円
	1歳	2,090円	カラー帽子 1,240円、連絡帳 210円、けんこうのきろく 340円、おしらせ袋 300円
	2歳	5,380円	カラー帽子 1,240円、連絡帳 210円、けんこうのきろく 340円、防災ずきん 2,530円、おしらせ袋 300円、クレパス (16色) 760円
	3歳	27,100円	体操服(半袖)2,720円・体操服(半ズボン)2,420円・体操服(長袖) 3,770円・体操服(長ズボン) 3,900円、カラー帽子 1,240円、けんこうのきろく 340円、出席ノート 360円、出席シール 270円、おしらせ袋 300円、お道具箱 1,230円、はさみ 540円、のり 240円、クレパス (16色) 760円、色鉛筆 1,210円、粘土ケース 380円、粘土板 600円、粘土 400円、粘土ヘラ 290円、マーカー (8色) 740円、防災ずきん 2,530円、スモック 2,860円
	4歳	27,100円	体操服(半袖) 2,720円・体操服(半ズボン) 2,420円・体操服(長袖) 3,770円・体操服(長ズボン) 3,900円、カラー帽子 1,240円、けんこうのきろく 340円、出席ノート 360円、出席シール 270円、おしらせ袋 300円、お道具箱 1,230円、はさみ 540円、のり 240円、クレパス (16色) 760円、色鉛筆 1,210円、粘土ケース 380円、粘土板 600円、粘土 400円、粘土ヘラ 290円、マーカー (8色) 740円、防災ずきん 2,530円、スモック 2,860円
教材費 (年額)	5歳	27,100円	体操服(半袖) 2,720円・体操服(半ズボン) 2,420円・体操服(長袖) 3,770円・体操服(長ズボン) 3,900円、カラー帽子 1,240円、けんこうのきろく 340円、出席ノート 360円、出席シール 270円、おしらせ袋 300円、お道具箱 1,230円、はさみ 540円、のり 240円、クレパス (16色) 760円、色鉛筆 1,210円、粘土ケース 380円、粘土板 600円、粘土 400円、粘土ヘラ 290円、マーカー (8色) 740円、防災ずきん 2,530円、スモック 2,860円
	3歳	430円	かこう せん①
	4歳	450円	ちえ②
5歳	450円	かこう あいうえお	
保険加入費 (年額)	全園児	315円	日本スポーツ振興センター共済

[月額利用料]

品名	対象年齢	価格	品名	対象年齢	価格
絵本代	0～5歳	0～2歳：460円 3～5歳：920円	布団一式レンタル代	0～4歳	1,000円
主食代	3歳以上	3,000円	副食代	3歳以上	4,800円

(9) 支払方法

保育料以外に、毎月実費分として、下記料金の徴収をいたします。

月額利用料は、毎月20日（20日が土曜日・日曜日・祝祭日に当たる時は直前の平日に、また毎年12月と3月は15日）に、集金袋をお渡しいたしますので、必ず、7日以内にお釣りの無いように、直接、事務所までお渡しください。集金袋への表記については、月額利用料一式として、0～2歳児は1,460円、3～4歳児は、9,720円、5歳児は8,720円とします。また、その他用品代や諸経費（遠足代等）、延長保育料が必要となった場合は、随時、別個表記し合算してご請求を致します。（内訳は下記参照）

※1日でも登園した場合、月額利用料が必要となります。絵本は年間購読です。

月額延長保育 利用料	利用園児	保育標準時間利用者	1,500円（週1日利用） 2,000円（週2日利用） 2,500円（週3日利用） 3,000円（週4～5日利用）
		保育短時間利用者	3,000円（1時間延長） 3,500円（2時間延長） 4,000円（3時間延長） 1,000円（早朝1時間延長）

事前のお迎え予定時間を少しでも超えた場合は、下記の通り、別途、時間外保育料が掛ります。

〈延長保育のお申込みをされていない方・延長保育を一時的に利用、申請日以外をご利用された場合〉

標準時間保育利用者は、お迎えの時間が、18時30分を超えてしまった場合、園児1人につき、1,000円/回を徴収させていただきます。

短時間保育利用者は、朝7時30分～8時30分までに登園となった場合、園児1人につき、1,000円/回を徴収させていただきます。

お迎えの時間が、16時30分～17時30分となった場合、園児1人につき、1,000円/回、17時30分以降、超過時間1時間につき、500円/回を徴収させていただきます。

〈延長保育・土曜日保育をご利用の方〉

平日・土曜日ともに、お迎えの時間が万が一、閉園時間（平日19時30分、土曜日19時00分）を過ぎた場合は、園児1人につき、超過時間10分につき1,000円の徴収をさせていただきます。
※いずれも、正当な理由がある場合は、その証明書（遅延証明書など）のご提示があれば、園児1人につき、各徴収金額の半額での徴収とさせていただきます。
※開園時間外保育料が発生する場合は、その場でお支払いただくこととなります。

〈緊急対応について〉

予定のお迎え時間が大幅に過ぎても、ご連絡がなく、送迎の方がおいでにならない場合は、勤務先や緊急連絡先にご連絡をさせていただく等の緊急対応をとらせていただき、緊急対応をとる上で、費用が発生する場合は、実費請求、また上記と同じ要領で時間外保育料を徴収させていただきます。※交通費や当時の担当職員の開所時間外勤務の実費が発生する場合各、お迎え予定時間にかかる緊急対応をとる時間は下記の通りです。

お迎え予定時間	緊急対応をとる時間
16時30分	17時30分
18時30分	19時00分
19時30分 (土曜日は19時00分)	19時30分 (土曜日は19時00分)

[その他の費用]

写真・CD（実費相当）	インターネット通信販売（ご利用ガイド有）写真1枚50円。 （令和6年度実績：卒園アルバム代：1,480円）
保育協力費（随時）	各行事に係る費用。（令和6年度実績：遠足代163～902円）

※ 内容や価格は、余儀なく変更することがあります。

※ 上記以外に必要な場合は、ご連絡をさせていただきます。

（10）提供する保育の内容

りんりん保育園屋敷町（以下、当園という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、園児という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

（11）年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	遠足・こどもの日の集い・保育参観・クラス懇談
6月	保育参観・クラス懇談・歯科、内科健診・虫歯予防デー
7月	七夕会・プール遊び・夏祭り
8月	プール遊び
9月	
10月	運動会・遠足
11月	内科検診・総合避難訓練
12月	生活発表会・クリスマス会
1月	お正月遊び・保育参観
2月	節分の集い・保育参観・個人懇談・総合避難訓練
3月	ひなまつり・お別れ会・卒園式

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	西宮市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定こどもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<p>保育園は、たくさん子ども達が生活する集団生活の場ですので、いくつかのきまりを設けています。</p> <p>園生活がお子さまの楽しい生活の場となりますよう、ご家庭と保育園で常に密な連絡を取り合い、協力し合っていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。</p> <p>お子さまのことで、ご相談又は、保育園に関するご意見等は、いつでもお気軽にお申し出ください。</p> <p>そして、集団生活の中で、お子さまが保育園で過ごす時間は長時間です。子どもだけでなく、大人も当園のルールや集団生活でのマナーは守って頂かなければなりません。例えば、お子さまだけでなく、ご家族の感染症発病の報告等も協力をお願いします。また、保育園での生活が長くなればなる程、親子で過ごす時間は、少なくなります。子ども達の保育時間は、園から会社までの通勤時間を加味した時間から退勤時間から園までの通園時間を加味した時間となり、それ以外の時間やお仕事が休みなどで保護者及び同居者が在宅の場合は、家庭保育にご協力ください。勤務終了後も、少しでも早くお迎えに来ていただき、お子さまと一緒にご家庭で過ごすようにしてください。お子さまにとっては、保護者の愛情を受けながら、家庭で過ごす時間が豊かな情緒の発達へと繋がりますので、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いいたします。</p> <p>【保育時間は個人で設定されます】</p> <p>当保育園にお子さまを預けられる際に、勤務証明書と保育必要時間申請書を提出して頂きます。お子さまを保育園に預ける</p>

ことのできる時間帯は、各々の勤務証明書の時間帯又はお父さまが保育を必要とする時間帯で開園時間（平日 午前7時30分～午後7時30分、土曜日 午前7時30分～午後7時迄）内の標準時間保育利用、短時間保育利用時間内に限られます。登園時間に関しましては、出勤時間に関わらず、午前9時15分までに登園してください。また、労働基準法上で、労働者の就業時間は1日8時間勤務、週40時間以内、週2日は休日となりますので、これ以上の就業時間の場合、就労先の証明による勤務内容により、延長が認められます。但し、延長にかかる証明書と利用申請が必要です。就労先の証明の無い、又は出来ない場合は、延長保育の利用はできません。

※勤務証明書は自営業者を除き、勤務先に記入してもらって下さい。ご自身で記入されたもの、また実務内容と異なる記入は、無効になるばかりか偽造行為となりますので、ご注意ください。申請時間の設定は、同居、同世帯者の休日を除き、就労者の園から会社までの通勤時間を加味した時間から退勤時間から園までの通園時間を加味した時間となり、その時間帯以外と休日は家庭保育にご協力ください。但し、登降園時間は、出退勤時間丁度とはいかないと思いますので、15分程度の時間を加味させていただきますが、（非常勤やパート職の考慮はありません）例え如何なる諸事情でも、保育時間外の時間変更は考慮できませんので、その場合は延長保育となり、当園所定の追加延長費用をその場で徴収させていただきますので、ご留意ください。

また、勤務先や諸事情が変更となった場合は、直ちに届け出をして内容の変更をお願いします。正確に申告いただけなかった場合は、市役所への報告や、遡って費用等をいただく事になりますので、ご理解の上、保育時間をご申告ください。

(13) 給食について

給食の方針	<p>園児一人一人の生活リズムや在園時間などに応じて、バランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすることが大切だと考えます。食材に触れる機会を作ったり、友達と食事をする事等により、食べ物を大切に思う心などを養い、好き嫌いがなくなるようにしていくことや、友達と一緒に食べたり、様々な食べ物を食べる事で、食の楽しさを味わえるようにし、楽しい雰囲気の中で食事が出来るようにしていく事が大切だと考えます。食を営む力を養う事を目標に、児童年齢ごとに下記のような目標を定めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児 離乳を進め、様々な食品に慣れさせながら幼児食への移行を図る。 ・ 1歳児 様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気の中で食べる事ができるようにする。 ・ 2歳児 楽しんで食事、間食を取る事ができるようにする。 ・ 3歳児 友達と一緒に食事をする事や、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうようにする。 ・ 4歳児 食事をする事の意味が分かり、楽しんで食事や間食をとるようにする。 ・ 5歳児 出来るだけ多くの種類の食べ物を取り、楽しんで食事や間食をとるようにする。
お弁当日について	お弁当の持参をお願いする日があります。(行事等)
アレルギー等への対応	<p>完全除去食 食物アレルギー対応マニュアル有</p>
非常時への備え	<p>非常時に備え、食品(アルファ化米、ベビーフード、液体ミルク等)を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。</p>

その他の衛生管理など

検便の実施	調理従事者	月.....1回
	保育士	月.....1回
	検査項目	腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸チフス、パラチフスA、EHEC(0-0157、0-26、0-111)
検食の実施	日々の検食を行う者	施設長、主任、保育士他
	検食の時間帯	午前 9:30、午前 10:30、午後 2:30
	検食の冷凍保存	保存温度 -20℃以下 保存期間 2週間
給食の衛生管理において取り組みを予定している具体的内容		1. 日常点検表に記載のサニテーション表 掃除する場所と頻度（毎日、週1回、月1回）を記載して、掃除したらチェックする。 2. 衛生月間標語とその補足説明を毎月送付 衛生や給食管理に必要な知識等を社内で作成し、全事業所に送付。 3. 衛生点検巡回 2カ月に1回衛生巡回をしています。 ○×で45項目をチェックし、出来ていない部分はその場で指導。その2カ月後に、前回のチェック項目が改善されているかを確認。

【保育園の給食】

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。但し、遠足などの行事がある場合には、家庭からのお弁当を持参していただきます。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※毎月、献立表を家庭に配布します。子供の昼食の内容を知っていただくとともに家での食事と重ならないような工夫をお願いします。また、朝食は一日の大切な活動源となるものなのできちんと食べさせてから登園しましょう。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

(14) 健康について

○登所時の健康観察について

- ・登所時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせて頂くことがあります。

○病気や体調を崩した時について

- ・体調が悪い場合は、お子さまの状態（発熱・発疹・下痢等）についてもお知らせください。
- ・病気や体調を崩した時は、子ども自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけが等で保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登園してください。
- ・発熱等がみられた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは、お休みをしてください。
- ・保育時間中の発熱（37.5℃以上を目安として）や熱がなくても下痢・嘔吐等体調が悪い場合は、ご連絡をさせていただきますので、直ちにお迎えに来てください。

○保育園での病気及び事故について

- ・安全安心の保育と教育に万全を期しておりますが、万が一の怪我などの場合に備えて損害賠償保険や日本スポーツ振興センター災害共済に加入して頂きます。
- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

○薬について

- ・当保育園では原則的に投薬を行いません。

医師に、1日3回ではなく朝夕2回で処方してもらい、ご家庭で与薬をして登園して

ください。医療の専門機関ではない保育施設が与薬を行うことに対し、健康管理や誤飲による事故防止等に関する重要事項となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

但し、保育中に止むを得ず、与薬の必要がある場合は、次ページの注意事項を厳守の上、ご提出をしてください。

(1) お薬連絡票は、必ず保護者が必要事項を記入してください。

(2) お薬連絡票とお薬は、必ず保護者の方が事務所まで直接持っていき、クラスにも

伝えてください。

(3) 与薬できるお薬は、お子さまを診察された医師の指示書があり、医師が処方し調剤したもの、若しくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。

(4) 市販のお薬、保護者様の判断で持参したお薬は対応いたしません。

(5) 与薬するお薬は、必ず、粉末であれば1包毎に、水薬であれば容器に1回量分だけを入れ、薬の袋や容器には、お子さまの氏名を記入してください。

(6) 薬の与薬は、基本的にお昼の食後になります。時間で飲ませる必要がある薬や、食前・食間の薬は、集団生活の中では与薬は難しいので、原則としてお預かりをいたしません。

※上記の要件に一つでも不備があった場合（お薬連絡票の未提出や未記入含む）や、例え、お薬をお預かりした後に不備等を発見した場合でも同様に与薬を実施は、できません。ご連絡致しますので、保護者の手で与薬いただくか、お迎えに来ていただくこととなります。ご注意ください。

○災害共済給付制度について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入をしていただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 315円

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

○感染症にかかった時について

- ・感染症の病気にかかった時は“登所のめやす”を参考に静養してください。
- ・集団生活可能な状態に回復し、登園する際には【登所可能証明書・登所届】を提出してください。
- ・こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、便や嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰って消毒後に洗濯をしていただくか、処分していただくようお願いいたします。
- ・また、便や嘔吐物で、他の園児などの衣類やシーツを汚してしまった場合、同じようにビニール袋に入れて、お渡ししますので、他園児の汚してしまったものについては、消毒し、洗濯をして返却するなど、当事者間で、理解をもって解決していただくようお願いいたします。

- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能かどうか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミ（卵、成虫）が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。速やかな対応のご協力をお願いします。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息等の事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる ② できるだけ母乳で育てる ③ たばこをやめる

また、保育所では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と入所間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

（15）地域との交流・子育て支援事業

○地域に存在する様々な人との関わりをもつことを大事にしていきたいと思っています。

- ・保育所は地域における子育ての社会資源として、保育の専門機能を最大に生かし、地域住民の子育て支援の拠点施設として活動を行っていく必要があると考えます。

また、地域の保護者の方々が、このような取り組みを安心して利用できるように、職員が子育て支援の役割の重要性を認識し、園と親しみを持って利用できるような環境や雰囲気を作ることが大切だと考えています。

○地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

- ・育児に関する問題を抱えた保護者からの相談を受けて、保育士としての専門性を生かした助言や、適切な行動見本を提案します。送迎時の会話やおたよりなどを通じて、保護者

懇談会や保育参観の開催や保護者同士の交流の機会を作ります。また、保育士による保育指導だけでなく、看護師や保健師による保健指導や、栄養士による栄養指導なども一体となって行います。

(16) 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子供の身体の安全を最優先させ、当保育所が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、お願いします。

【嘱託医師】

小児科	谷口医院	谷口賢蔵先生	兵庫県西宮市今津砂町 1-6	0798-45-5075
耳鼻咽喉科	しのみやクリニック	四ノ宮隆先生	西宮市甲陽園本庄町 9-13 フルル甲陽園駅前1F	0798-73-8733
眼科	いづか眼科	飯塚修三先生	西宮市池田町 9-6-305	0798-39-0333
歯科	橋本歯科医院	橋本政明先生	西宮市柳本町 1-26 ル・エスト夙川 I	0798-56-7530

【近隣の医療機関】

総合	笹生病院		西宮市弓場町 5-37	0798-22-3535
内科	笹生病院		西宮市弓場町 5-37	0798-22-3535
耳鼻咽喉科	大草耳鼻咽喉科クリニック		西宮市神楽町 11-3 さくら夙川クリニックビル3F	0798-38-1187
眼科	宮代眼科		芦屋市春日町 7-3 サンクレール芦屋 202	0797-25-5456
歯科	シバタ歯科医院		西宮市松下町 3-24	0798-37-6480
皮膚科	大野医院		西宮市屋敷町 6-3	0798-26-3640
整形外科	笹生病院		西宮市弓場町 5-37	0798-22-3535

(17) 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難所：香櫨園市民館分館（西宮市屋敷町12-1）

第二避難所：香櫨園小学校（西宮市中浜町3-32）

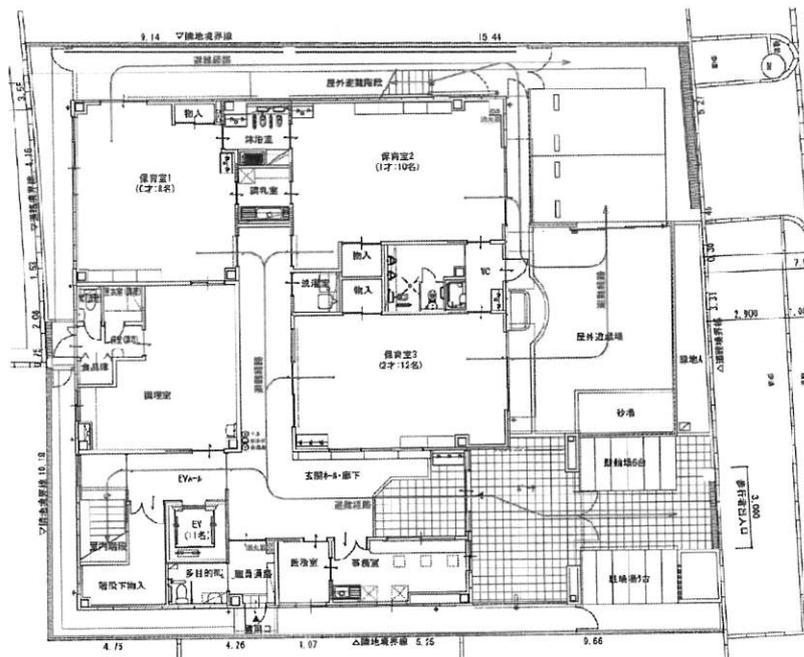
津波避難ビル：ブロッサムガーデン

津波避難場所：大手前大学

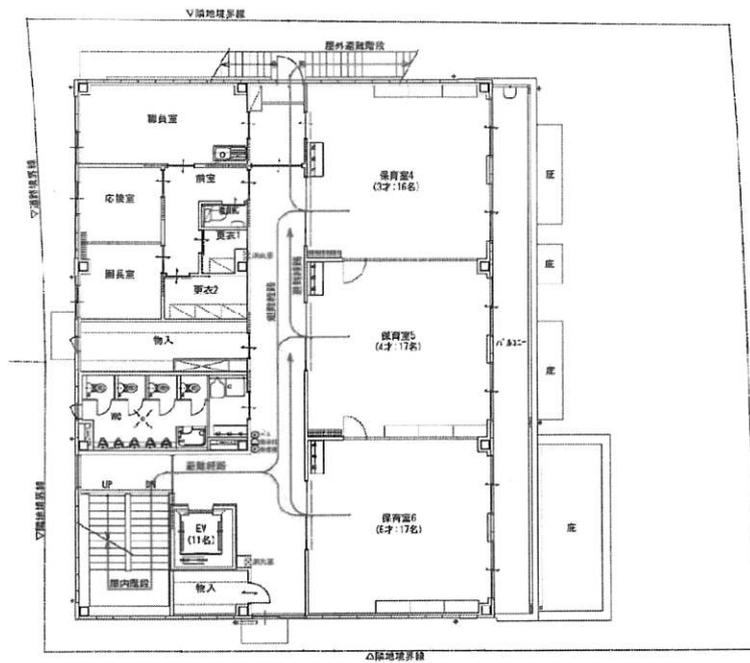
広域避難地：夙川河川敷緑地

・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時は、ホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

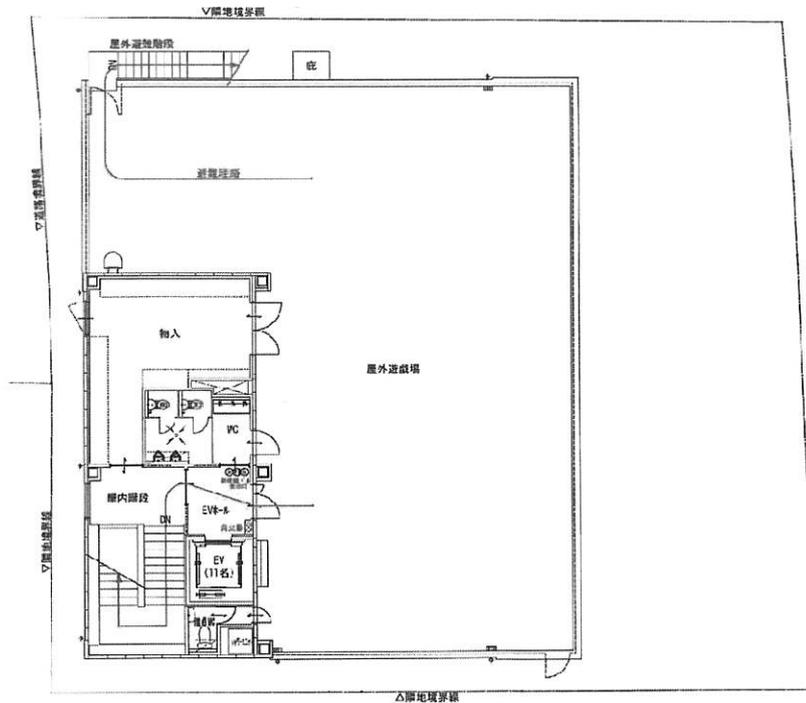
【1階避難経路・消防設備配置図】



【2階避難経路・消防設備配置図】



【屋上階避難経路・消防設備配置図】



※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○安全計画について

保育所では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育所での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

○防犯対策について

・日常は、園児の安全を守り、不審者の侵入を完全に防止するために園内外にカメラを設置し、室内モニター画面により来客者を確認し、外部からの入室を厳しく管理しています。

また、日常及び緊急時の園児の引き渡しを安全かつ確実にできるようなマニュアルなどを整備し、研修等を行い職員に対する周知を徹底しています。

また、避難訓練を定期的に行っています。

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士 津村 貴子	0798-35-7779
相談・苦情解決責任者	施設長 平山 吉子	0798-35-7779
第三者委員	西宮市議員 多田 ひろし	0798-74-0952

【要望・苦情等への対応方法】

保育内容等に関するご相談、ご意見やご要望又は苦情等がありましたら、窓口にての面接、文書や電話等の方法で受け付けます。受け付けた要望・苦情等は、誠意をもって適切に対応し、改善状況についてお知らせします。また、要望・苦情等の内容と改善状況等について、個人情報を除き、ホームページ等で公表することがあります。

(19) 児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として、重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育所から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります。

その他にも、次頁の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 (児童虐待の防止等に関する法律で規定)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力）等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。

市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・当園は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

(20) 利用者に対しての保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	傷害保険
保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター

保険の種類	全国私立保育園連盟保険制度
保険の内容	社会福祉施設賠償責任保険
保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

(21) 個人情報の取り扱い

個人情報保護規程策定しています。

また、現保育所では、ホームページにて「個人情報の取り扱いについて」を開示勤務する全職員に対し規程、取り扱いについては研修等で徹底周知しています。

(22) その他保護者に説明すべき事項

保育園は、たくさんのお子ども達が生活する集団生活の場ですので、いくつかのきまりを設けています。園生活がお子さまの楽しい生活の場となりますよう、ご家庭と保育園で常に密な連絡を取り合い、協力し合っていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。お子さまのことで、ご相談又は、保育園に関するご意見等は、いつでもお気軽にお申し出ください。

そして、集団生活の中で、お子さまが保育園で過ごす時間は長時間です。子どもだけでなく、大人も当園のルールや集団生活でのマナーは守って頂かなければなりません。

例えば、お子さまだけでなく、ご家族の感染症発病の報告等も協力をお願いします。また、保育園での生活が長くなればなる程、親子で過ごす時間は少なくなります。子ども達の保育時間は、園から会社までの通勤時間を加味した時間から退勤時間から園までの通園時間を加味した時間となり、それ以外の時間やお仕事が休みなどで保護者及び同居者が在宅の場合は、家庭保育にご協力ください。勤務終了後も、少しでも早くお迎えに来ていただき、お子さまと一緒にご家庭で過ごすようにしてください。お子さまにとっては、保護者の愛情を受けながら、家庭で過ごす時間が豊かな情緒の発達へと繋がります。

また、近隣住民との関わりも大事になります。路上駐車は、近隣住民や通行者のご迷惑になりますので、原則、自動車で登降園は禁止させていただきます。致し方なく、自動車をご利用される場合は、必ず、近隣の駐車場へ駐車してください。通行者や近隣のご迷惑になりますので、路上駐車車両は、警察に通報することになります。登降園時での通行者とは、トラブルを起こさない為にもご理解、ご協力の程、宜しく願いいたします。※ 別途入園の説明書を配布しますので、ご参照ください。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 （発症前24時間から発病後3日 程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日 （乳幼児にあつては、3日）経過していること
新型コロナウイルス 感染症	発症2日前から発症後7～10日間 は、ウイルスを排出しており特に 発症後5日間は感染させるリスク が高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過 した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から7日後 くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮 （かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日 経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した 数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過して いること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した 数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質 製剤による5日間の治療が終了していること

腸管出血性大腸菌感染症 (O157/O26/O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については、出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出している ので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出している ので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

